

令和7年度 学校施設開放の利用ガイド

福津市教育委員会 郷育推進課

1. 学校施設開放とは

福津市民のスポーツ活動や文化活動等の振興を図るため、学校の授業や行事などに支障と
ならない範囲で学校施設(運動場・体育館)を市民に開放するものです。

利用規則を守らず学校に迷惑をかける団体は施設の利用ができません。

(1) 開放施設・時間

区分	開放施設	平日	土日祝日・長期休業日
小学校(市内 7 校)	体育館・運動場	17:00～21:30	9:00～21:30
中学校(市内 3 校)	体育館	19:30～21:30	19:30～21:30

(2) 使用料

使用料は下記のとおりです。

ただし、使用料の減免要件に該当する場合は、使用料が減免となります。

施設	使用料(1時間)	
	施設使用料	照明料
運動場	220円	—
体育館	220円	440円

※利用時間は1時間単位です。1時間未満の場合は1時間単位の料金とします。

※体育館の使用料については半面の料金を基準とします。

●使用料の減免要件

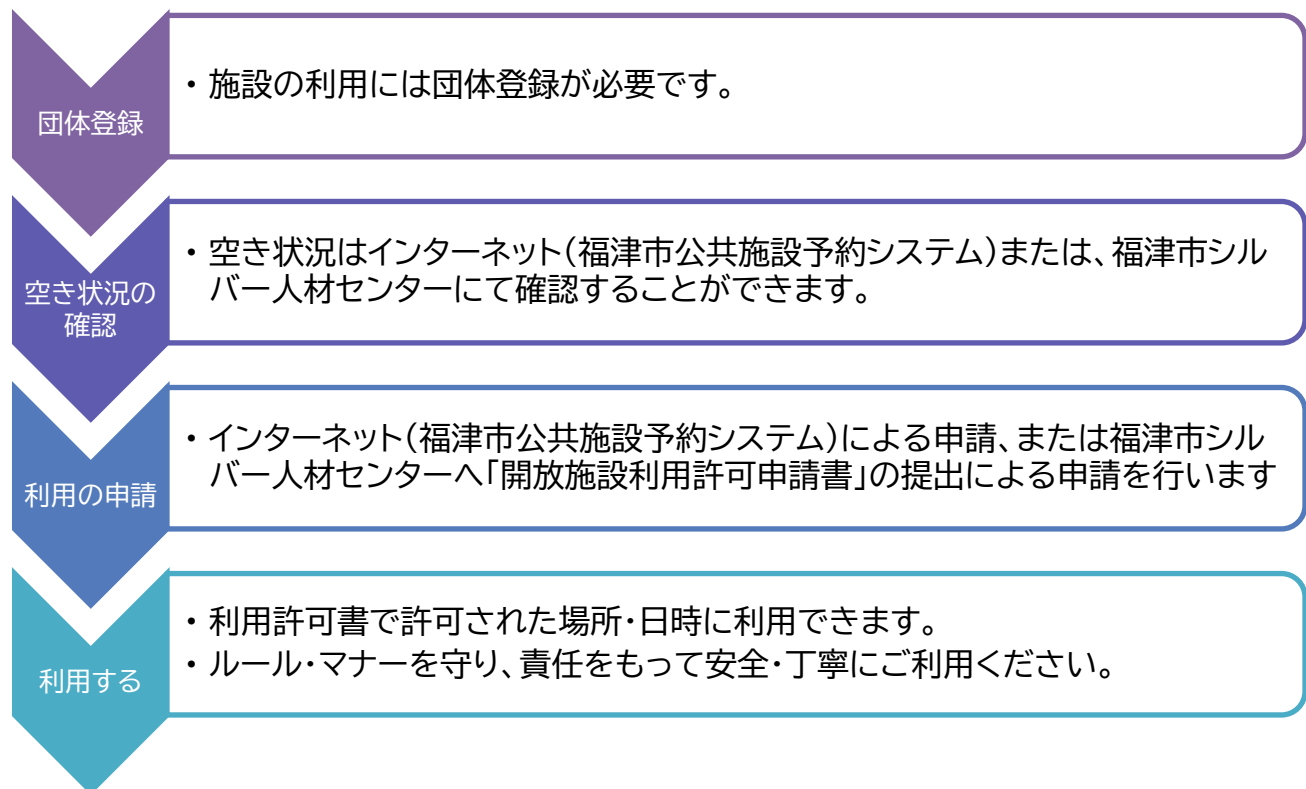
1. 全額免除の場合

- (1) 市または教育委員会が主催もしくは共催する行事に利用するとき。
- (2) 市内に居住する心身障害者(療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者)が団体として利用するとき。
- (3) 市内の小・中・高校生を主体とする団体が利用するとき。
- (4) 自治会の行事として利用するとき※自治会の行事とは、大会当日のみを指し、市300歳ソフトボール大会、区対抗バレーボール大会等の練習は含まれません。

2. 半額免除の場合

- (1) 市または教育委員会が後援する行事に利用するとき。
- (2) 利用者の2分の1以上が市内居住者であるとき。

2. 利用の流れ



3. 団体登録

学校施設を利用する場合は、事前に団体登録を行う必要があります。
なお、団体は以下の要件を全て満たしている場合のみ、登録が可能です。

(1)登録の要件

- ・5人以上の団体であること。
- ・構成員のうち、半数以上が市内に住所を有する者又は市内に通学もしくは通勤する者であること。
- ・成人の代表者であること

(2)申請方法

「開放施設利用団体登録申請書」・「団体員名簿」「学校施設開放に係る誓約書」に必要事項を記入し、利用日の3営業日前までに福津市シルバー人材センターへ持参または郵送してください。

※自署欄がありますので、メールやFAXで受け付けることはできません。

※申請内容の審査がありますので、余裕をもって提出してください。

(3)申請先

福津市シルバー人材センター

〒811-3218 福津市手光南二丁目1番1号(ふくとぴあ いきいき交流館内)

電話:0940-43-6541

受付時間:平日午前8時30分～午後5時

(4)登録の有効期間

団体登録の有効期間は登録を受けた日の属する年度の末日までです。継続して利用する場合でも、年度初めに更新する必要があります。

4. 利用の申請と料金の支払いについて

(1)利用の申請

福津市シルバー人材センター窓口またはインターネット(福津市公共施設予約システム)から利用の予約をすることができます。

なお団体毎に受付期間が異なります(下記「団体別申請期間一覧」を参照)。

①福津市シルバー人材センター窓口で予約する場合

福津市シルバー人材センターへ利用日の3営業日前までに「開放施設利用許可申請書」を提出してください(持参またはFAX)。

受付時間は平日午前8時30分～午後5時の間です。

②インターネット(福津市公共施設予約システム)で予約する場合

福津市公共施設予約システムから、利用日の3営業日前までに利用の予約をしてください。
24時間受付可能ですが、午後5時以降の申請は、翌営業日の受付扱いとなります。

(2)支払い

①受付後に「開放施設利用許可書」と使用料の納付書が発行されます。

②納付書の裏面に記載された金融機関で使用料を納付してください。利用月の翌月末の納付期限までに使用料の納付がなかった場合は、利用を制限します。

●団体別申請期間一覧

団体	申請受付期間	受付先
郷づくり・自治会	利用月の3か月前	福津市シルバー人材センター
保育園・幼稚園	1日8:30～ 利用日の3営業日前17:00(※)	市こども課 (保育園・認定こども園) 市学校教育課(幼稚園)

定期利用団体	利用月の 2 か月前 10 日 0:00～20 日 23:59	インターネット(福津市公共施設 予約システム)
定期利用団体	利用月の 2 か月前 10 日 8:30～20 日 17:00 (※)	福津市シルバー人材センター
一般利用	利用月の 1 か月前 1 日 0:00～ 利用日の 3 営業日前 17:00	インターネット(福津市公共施設 予約システム)
	利用月の 1 か月前 1 日 8:30～ 利用日の 3 営業日前 17:00 (※)	福津市シルバー人材センター

※開始日が土・日・祝日の場合は、翌平日の受付となります。

5. キャンセル・変更手続き

- (1)インターネット(福津市公共施設予約システム)における入力ミス及び申請書の記載ミスによるキャンセル

届出期限:申請日の翌平日 10 時まで

届出方法:「開放施設利用許可書」にキャンセル内容を記入し、福津市シルバー人材センターへ持参または FAX、メールで提出してください。

※届出期限内は料金が発生しませんが、届出期限を過ぎると料金が発生します。

- (2)団体都合によるキャンセル

届出期限:利用日が平日の場合、当日 16 時まで

利用日が土日祝日の場合、その前平日の 16 時まで

届出方法:「開放施設利用許可書」にキャンセル内容を記入し、福津市シルバー人材センターへ持参または FAX、メールで提出してください。

※料金が発生します。

※施設開錠後の無人状態の防止や、他団体への利用枠の開放のため、早めの連絡をお願いします。

- (3)雨天によるキャンセル(対象施設は原則運動場のみ)

雨で運動場が利用できなかった場合は、使用中止分の使用料は返金(または次回利用分へ相殺)します。

届出方法:「開放施設利用許可書」にキャンセル内容を記入し、福津市シルバー人材センターへ持参または FAX、メールで提出してください。

- (4)その他

台風時や警報級の大雨・大雪等の場合は施設の使用はできません。また、前日までに暴風警報等が発令され、事前に団体で利用中止の判断をした場合で、当日に天候が変わり利用

できる状態になった場合でも、利用しなかった場合は、使用料は返金(または次回利用分へ相殺)します。

届出方法:「開放施設利用許可書」にキャンセル内容を記入し、福津市シルバー人材センターへ持参またはFAX、メールで提出してください。

※ただし、市から利用中止の連絡があった場合は、届出の必要はありません。

6. 使用可能な備品等

使用可能な備品は以下のとおりです。あくまで学校教育で使用するための備品を借用するということをご理解いただき、丁寧にご使用ください。

●使用可能備品一覧(R7年3月時点:破損等により数が変わる場合があります)

備品名	小学校体育館							中学校体育館		
	神興	上西郷	福間	神興東	福間南	津屋崎	勝浦	福間東	津屋崎	福間
バレーボール用 ボール(セット数)	2	3	2	4	3	2	1	3	3	3
審判台	1	3	2	2	2	2	×	4	2	2
バドミントン用 ボール(セット数)	1	4	6	1	3	×	2	2	6	4
採点ボード	2	1	2	3	4	2	1	2	4	3
卓球台	×	3	3	2	×	×	1	×	×	×

※上記備品以外は使用しないでください。体操マット、デジタイマー、各種競技用ボール、石灰は使用不可とします。

※ネット等の消耗品は、各団体持ち込みを原則とします。

7. 留意事項

「学校」という施設の性質上、また安心・安全に利用するために、次の点にご留意ください。

- (1) 大きな災害が発生した場合、学校は避難所として開設されますので、利用は即中止となります。
- (2) 学校の教育活動(学校行事など)、選挙、学校施設の工事などが優先されます。工事中については安全を第一にしますので工事箇所以外の施設についても長期の利用中止となる場合があります。やむを得ず、急に中止になる場合があることをご理解のうえご利用ください。(代替施設・代替日の用意はありません。)
- (3) やむを得ない場合を除き、原則、学校に私物を置いておくことはできません。団体が所有する備品・消耗品等もお持ち帰りください。(特別な事情に限り学校長の許可で置くことができます。)
- (4) 学校開放事業は自己責任のもとでの施設利用となります。施設の瑕疵等による事故を除き、活動中の事故は利用団体の責任となります。スポーツ安全保険や民間保険などの加入をおすすめします。
- (5) 緊急事態に備えるために、各自であらかじめ非常口や自動体外式除細動器(AED)の設置場所と利用方法をご確認ください。また、活動中の責任者は負傷者への適切な応急処置ができる知識や技術を習得するよう努めてください。

8. 遵守事項

利用団体の代表者は下記の事項について遵守し、団体の構成員にも周知してください。

万が一、違反する行為があった場合は、施設の利用停止等の厳正なる処分を受けることをご理解ください。

1. 常に善良なる使用者としての注意と義務をもって使用します。
2. 教育委員会、学校の指示に従い、児童生徒の模範となる行動に努め、節度ある態度で使用します。
3. 許可された使用時間(準備・後片付け・清掃を含む)・場所(ステージ等には立ち入らない)を厳守します。
4. 施設内や施設周辺で騒音をたてる、大声で騒ぐ等の行為により、近隣住民に迷惑をかけることはしません。
5. 施設内や敷地内での喫煙、飲酒はしません。
6. 施設内での飲食(水分補給を除く)は原則としてしません。
7. 火気の使用及び危険な行為はしません。
8. 使用後は、必ず後片付けや清掃、グラウンド整備を行います。
9. 施設や設備などを破損させた場合は、すみやかに届け出るとともに、原状回復(弁償)をします。
10. 利用を中止する場合は、福津市シルバー人材センターへすみやかに届け出ます。
11. 使用料の納入は、必ず決められた期限内に行います。
12. 学校行事や工事等のため、利用の許可を取り消される場合があることを承諾します。
13. その他児童生徒の教育活動や管理上に支障があるような使用はしません。

●学校開放に関する問い合わせ窓口(窓口対応時間は平日の8時30分～17時まで)

団体名	連絡先	問合せ内容
福津市 シルバー人材センター	福津市手光南二丁目1番1号 (ふくとびあ いきいき交流館内) 電 話:0940-43-6541 FAX:0940-43-1214 メール fukutsu-sc@sjc.ne.jp	・申請受付 ・変更受付 ・利用中止受付 ・受付状況に関する事項
福津市教育委員会 郷育推進課 スポーツ文化振興係	福津市中央1丁目1番1号 電 話:0940-62-5079 FAX:0940-43-9004 メール: goiku@city.fukutsu.lg.jp	・施設・設備に関する事項 (開錠・施錠は除く) ・運用に関する事項

●休日・時間外の緊急時連絡先

電 話:0940-42-1111(福津市役所代表)